国保年金課

## 議案第34号

# 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

令和4、5年度の後期高齢者医療保険料については、保険料の上昇抑制及び低所得者の負担軽減のため、令和2、3年度に引き続き、区市町村の一般財源を投入して特別対策等を実施し、負担金により支弁します。このことに伴い、規約の一部変更を協議するものです。

### 1 変更内容

東京都後期高齢者医療広域連合規約では、附則において、特別対策等にかかる区 市町村の負担割合を100%とする旨を定めています。現在の規約では、令和2、 3年度分の負担について定めており、これを令和4、5年度に改めるものです。

- (1) 審查支払手数料相当額
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額
- (3)保険料未収金補塡分相当額
- (4) 保険料所得割額減額分相当額
- (5) 葬祭費相当額

### 2 変更の手続き

今回の変更は、広域連合の経費の支弁方法にかかる変更であるため、関係区市町村の協議によりこれを定め(地方自治法第291条の3第3項)、関係地方公共団体の議会の議決を経たうえで(地方自治法第291条の11)、東京都知事に届出を行うものです。

なお、東京都後期高齢者医療広域連合からは、令和4年1月28日に開催された 令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、規約変更の前 提となる「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の改正に ついて原案どおり可決された旨の通知がありました。

### 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

### 国保年金課

第1条~第19条 (略)

附 則

 $1 \sim 4$  (略)

5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

改正案

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

#### 備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

第1条~第19条 (略)

附則

1~4 (略)

5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

行

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

#### 備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

### 備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和4年4月1日現在</u>の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
び第2項の規定による繰入金並びに	
保険料その他高齢者医療確保法第4	
章の規定による徴収金(区、市、町及	
び村が徴収するものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補塡分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

#### 備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本 台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の 人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に 基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

## 附 則(令和4年3月31日東京都知事届出)

# (施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。) について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)